

## 「マイナンバー」って何？

最近、テレビのコマーシャルや新聞広告などで目にする機会が増えてきた「マイナンバー」ですが、このマイナンバー制度は、「社会保障・税番号制度」とも言い、“社会保障” “税” “災害対策” の分野で効率的に番号を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

平成27年10月(予定)から、住民票を有する個人(外国籍でも住民票がある外国人を含む)に12桁のマイナンバーが順次通知されます。なお、法人にも13桁の法人番号が通知され、こちらはインターネット上で閲覧できる状態となる予定です。

マイナンバーの利用(詳細は後述)は、平成28年1月から予定されています。

## 「マイナンバー」の利用場面

これからスタートする制度であるため、様々な活用方法が想定されますが、内閣府等が公表しているパンフレットから数点ご紹介いたします。

- ① **従業員が、勤務先にマイナンバーを提供し、勤務先が源泉徴収票に記載**
- ② **厚生年金の受取申請に際して、年金事務所へマイナンバーを提供**
- ③ **証券取引や保険に入っている方が、配当や保険料を受け取る際、証券会社や保険会社にマイナンバーを提供し、金融機関が法定調書に記載**
- ④ **児童手当の毎年の現況届の際に、市区町村へマイナンバーを提供**

## 事業所における留意点

健康保険・厚生年金等の加入手続きや、給与の源泉徴収票を作成する上で、従業員の方々からマイナンバーの提供を受ける必要があります。また、外部の方に講演等を依頼し、報酬を支払う場合には、源泉徴収を要することから、このような外部の方からもマイナンバー(または、法人番号)の提供を受ける必要が出てきます。

12桁・13桁の番号ですが、情報量が膨大になるため、その取扱方法には慎重を期します。

従業員の方々のマイナンバー取得方法及び管理方法等を検討する必要があります。

先に制定された「個人情報保護法」は情報の取扱件数が5,000件を超す場合に適用とされていましたが、今回のマイナンバーは悪用されるケースも想定されるため、個人情報保護法よりも厳しい保護措置が番号法により上乘せされています。また、番号法の保護措置は、個人情報保護法が適用されない小規模な事業者にも適用されます。